

静岡東高等学校いじめ防止基本方針

第1章 基本的事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2章 組織の設置

- 1 組織の名称
- 2 構成員
- 3 役割
- 4 定例会

第3章 いじめの防止

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な対応

第4章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な対応

第5章 いじめに対する措置

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な対応

第6章 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応

第7章 点検・見直し

平成26年7月16日 適用

平成31年3月19日 改訂・適用

令和7年11月改訂・適用

第1章 基本的事項

本校は卒業後多くが大学等に進学する静岡地区の文武両道の学校として、生徒一人ひとりの可能性を広げる個に応じた手厚い教育を通じて、自分に負けず、明日を拓き、主体的に社会を作っていくようとする人材の育成を目指している。そのためすべての生徒が安心して学校生活を送り、高いところざしを維持しつつ将来を見据えた充実した教育活動に取り組めるよう、教職員と生徒がともに、人権を守る土壌を育み、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

ただし、法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた生徒が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当すると理解することが求められている。

「加害生徒がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当する意識をもって、いじめを確実に認知する。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもある。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったり、いじめられていても本人がそれを否定する場合もあることから、周囲の状況とともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしてしっかりと確認する。

また、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対処することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策のための組織である「いじめ防止対策委員会」（第2章参照）が行う。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守れなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、「傍観者」として周りで見つめて見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員がいじめを個人で抱え込まず、また対応不要であると個人で判断せずに、組織として関係者との認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わないよう、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止等については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの通報を受けたり、いじめを受けたりしていると思われるときは、教職員は一人で抱え込むことなく組織的対応を行う。

ウ 家庭や県教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、警察や児童相談所、医療機関など関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

第2章 組織の設置

校内におけるいじめの防止、早期発見及びその対処等に関する措置を組織的・実効的に行うための中核組織を常設する。

1 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

2 構成員

教頭、生徒指導課長、教育相談課長、各学年主任、養護教諭

状況によりHR担任や部活動顧問等の関係の深い教職員が加わる。また必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、弁護士、学校医など外部専門家に協力を求める。

3 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の確実な実施
 - (2) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - (3) いじめの相談・通報の窓口
 - (4) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの認知
 - (6) いじめ事案発生時の組織的対応、方針の審議・決定と実行
 - (7) 初期指導及び事後指導が実施された後の関係の修復状況の確認
- ただし実際の取組に際しては、生徒指導課と役割分担を含めて十分な連携を図る

4 定例会

委員会は、4月、10月、2月の年間3回、定例会を開催する。(P D C Aサイクルの実行)

第3章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

2 具体的な対応

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全般を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。式典時の講話や学年集会での学年指導、または日々の登校指導、交通街頭指導などで取り組む。

(2) 生徒による自主的活動の場の設定

ホームルーム活動や生徒会活動などにおいて、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(3) 人間関係づくり

自他の意見の相違があっても互いを認めながら調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

・学校行事

- ア 東陵祭でのクラス参加
- イ 球技大会
- ウ 体育大会
- エ 修学旅行

東陵祭でのクラス参加（1年次の校内装飾及び2、3年次のHRP）・球技大会・体育大会・修学旅行などの学校行事を通じて、一人ひとりが生きる集団づくりや社会性の育成を図るとともに生徒たちが挑戦しながら達成感や感動を共有することにより、人間関係の深化を図る。また行事の中で活躍できる場面を設定することにより「居場所づくり」「絆づくり」を行い、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

クラス担任は、出欠状況管理や振り返りアンケート等の活用により、生徒の実態把握を行い見通しを持った運営を行う。

・構成的グループエンカウンター

クラス担任は、4月当初、クラスごとに構成的グループエンカウンターを1時間のプログラムで実施し、生徒の自己理解・相互理解を深めるとともに人間関係の構築を図る。

(4) いじめ防止教育

ア 教科指導を通じてのいじめ防止教育

各教科担任・クラス担任は、教科指導、LHRや総合的な探究の時間の中でいじめ防止に関する教育を実施する。また進路研究やレポート作成、発表、ディベート等により自らを振り返り、いじめを許容し

ない意識を持つことができる機会を設ける。

(例)「公共」や「政治経済」における人権学習、「家庭基礎」における多様性尊重など

イ 「教育相談だより」を通じてのいじめ防止教育

教育相談担当者は、生徒向け「教育相談だより」にいじめの具体像を列挙したり、いじめについての法的・人権的な見解などを掲載することにより、いじめに関する認識を共有させたり、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校内に醸成していく。

ウ 保育介護体験実習を通じてのいじめ防止教育

1年生担任及び1年部は、保育介護体験実習を通じて生徒に他者へのいたわりの気持ちを醸成するとともに、役割の遂行によって生徒に自己有用感を育成する。

(5) 情報モラル教育

ア 教科「情報」を通じての情報モラル教育

「情報」担当教員は、授業で携帯電話やスマートフォン等の使用上の注意やマナーを取り扱う。

イ 「情報モラル講座」の開催

生徒指導課が中心となって、携帯電話やスマートフォン等の使用に関するアンケートを実施し、年間計画に「情報モラル講座」を設定する。

ウ 生徒向け「教育相談だより」を通じての情報モラル教育

教育相談担当者は、生徒向け「教育相談だより」を通じて携帯電話やスマートフォン等の使用上の注意やマナーを取り扱う。

エ 県教育委員会「スクールネットパトロール」の活用

事業の周知・活用を通じて携帯電話やスマートフォン、SNS使用上の注意やルールを取り扱う。

(6) わかる授業・魅力ある授業の実施

ア 授業公開

イ 授業参観

ウ 生徒授業アンケート

授業についていけない焦りや劣等感など勉強に関するストレスがいじめの原因になりやすいため、各教科担任は、授業公開・授業参観・生徒授業アンケートによる授業改善に取り組み、「わかる授業」「全ての生徒が参加・活躍できる授業」「達成感のある授業」「共感的人間関係のある授業」の工夫を実践する。

(7) 配慮を要する生徒への支援

特に配慮が必要な生徒については、学年や教科及び部活動顧問等と連携を密にし、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(8) 保護者等との連携

PTA クラス懇談会(「心の教育」)や学年別保護者会、三者面談等の機会を活用して保護者と情報交換を図り、担任を中心に必要に応じて個別相談を行う。

(9) 教職員の資質向上

教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められる。また教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 構成的グループエンカウンターに関する研修会の実施

教育相談担当者は、教職員を対象に構成的グループエンカウンターの実施に関する研修会を実施する。

イ いじめに関する職員校内研修の実施

適宜校内研修を企画するとともに、外部研修機関の研修にも参加を図りいじめ問題への見識を深める。

(10) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。そのためには、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われやすいことを認識し、些細なことと思われても、いじめの兆候ではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

学校では、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者や地域と連携して生徒を見守る。

2 具体的な対応

(1) 観察

多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒との関わりを大切にする。全教員は生徒の日常生活や授業時・部活動時の様子を観察し、いじめの発見に努める。特にクラス担任は、HRの役員決めや体育大会・球技大会の選手決め、修学旅行時の班分け等に際して目配りをする。

(2) 面談

クラス担任は年度当初や生活指導週間における面談や三者面談を通じて生徒理解に努め、いじめ等の問題が発生していないかを調査・確認する。

(3) 生活指導週間の活用（アンケート調査）

クラス担任は、年間5回の生活指導週間に実施される自己診断シートの中の【健康・友人関係】枠に一項目でも○があったり、気になるコメントを書いていたりする生徒がいたら、すぐに学年主任に報告し、記載事項について生徒と面談を行い、問題の早期発見に努める。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① いつ頃から行われ、今はどうなのか。 | ② 誰から行われたのか。 |
| ③ どのような態様であったのか。 | ④ 今の本人の気持ちはどうなのか。 |

その結果によっては「相談室連絡会議」もしくは「いじめ防止対策委員会」で取り上げ、対応を検討する。

(4) 「いじめ」アンケートの実施と保管

教頭（または生徒指導課長）は年1回の「いじめ」アンケートを実施し、申告のあった生徒の確認を学年等に依頼して集約する。その結果によっては、「相談室連絡会議」もしくは「いじめ防止対策委員会」で取り上げ、対応を検討する。なお、アンケートは該当学年の卒業まで保管する。

(5) 「心の教育」クラス懇談におけるいじめの実態把握と保護者との連携

クラス担任は「心の教育」クラス懇談時に、いじめ防止に関する啓発資料を配布し保護者に説明する。その上で生徒がいじめ被害に遭ったときやその疑いがあるときの相談や通報の仕方等について周知する。

(6) 校内支援機関（教育相談室・スクールカウンセラー）の周知と活用

教育相談担当者は生徒・保護者に対して生徒向け「教育相談だより」を通じて教育相談室及びスクールカウンセラーの周知を行う。また入学式・PTA総会・保護者会等でも保護者に周知を行い、教育相談室及び

スクールカウンセラーの利用度を高め、いじめの早期発見に努める。

(7) 相談室連絡会議

長期欠席者や相談室利用者について、いじめとの関連がないかを確認・協議する。

(8) 関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能等の面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、県教育委員会、警察署、自動相談所、医療機関等との協力体制を確立するとともに、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に保管し合い、一体となった取り組みを行う。

(9) いじめの事項に関する集約

面談・生活指導週間のアンケート等による担任からの生徒情報は学年主任が集約し、相談室会議等の生徒情報とともに教頭（または生徒指導課長）が管理する。

【年間計画表】 S C : スクールカウンセラー

	いじめ防止・早期発見の取組	取組の内容・ねらい
4月	新任式・始業式	・講話による道徳教育・人間関係づくり
	入学式・オリエンテーション 対面式	・教育相談室と S C について紹介・説明 ・温かい出会いの場の設定
	構成的グループエンカウンター	・生徒間の相互理解及び人間関係の構築
	担任面談（生活指導週間）	・不安や悩みの共有、早期発見
	校歌練習	・自主的活動を通じた一体感のある校風の醸成
	いじめ防止対策委員会	・年間計画の確認
5月	P T A 総会	・教育相談室と S C の紹介と説明
	心の教育クラス懇談	・いじめ発生時の連絡と、保護者との連携体制を構築
6月	東陵祭 球技大会	・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成 ・集団行動の意義、他者理解、自己のあり方を考える。
	情報モラル講座	・ネット依存・情報モラル講座の実施
	生徒総会	・学校生活の向上について生徒自らが考える機会とする。
	生活指導週間	・自己診断シートから不安や悩みの共有、早期発見
7月	学年別保護者会	・保護者に、教育相談室と S C の紹介と説明
	保育介護体験実習	・他者へのいたわりの気持ち、自己有用感の育成
	応援練習・壮行会・野球応援	・自主的活動を通じた一体感のある校風の醸成
	授業アンケート	・生徒が主体的に参加できる授業改善
	三者面談	・保護者との連携・相談しやすい関係づくり
9月	遠足	・人間関係の構築や相互理解を深める
10月	体育大会	・役割遂行による自己有用感と社会性の育成
	文理選択・科目選択説明会	・自己の将来を考え、豊かな心・強い生き方を目指す
	いじめ防止対策委員会	・取組の進捗状況の確認
11月	職員研修	・いじめの実態とその対応についての研修
	いじめアンケート	・クラスごとに記名式で実施・面談等の確認作業
	文化教室	・豊かな人間性の涵養
	大学模擬授業・進路講演会	・講話や授業を通じ深く自己を見つめる
12月	総合防災訓練参加	・居住地区での活動を通じて助け合える人間関係づくり
	修学旅行	・集団行動の意義、他者理解、自己のあり方を考える。
	球技大会	・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成
1月	生活指導週間	・自己診断シートから不安や悩みの共有、早期発見
2月	生徒総会	・学校生活の向上について生徒自らが考える機会とする。
3月	いじめ防止対策委員会	・取組成果の検証と改善

※「教科指導を通じてのいじめ防止教育」「情報モラル教育」「わかる授業の実施」は年間を通じて行う。

※「生活指導週間」を年間5回設定し、生徒作成の「自己診断シート」をもとにクラス担任と面談を行う。

※携帯電話・スマートフォン等に関するアンケートを適切な時期に実施する。

※生徒向け「教育相談だより」は年間8回程度発行する。

※随時「スクールネットパトロール」の報告を分析する。

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は直ちに全てを「いじめ防止対策委員会（第2章）」に報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。

いじめと疑われる問題が生じたときには、学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒については、いじめ行為に及んだ原因・背景を正確に把握し、毅然とした姿勢で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、生徒の人格的成長に主眼を置いた指導を行う。なお、この具体的対応については、記録を作成し、適切に管理する。

2 具体的対応

当該行為がいじめと認められた場合は、次の対応を適切に行う。

(1) 事実の記録・整理

いじめ防止対策委員会は生徒指導課と連携し、早期に事実確認を行う。関係生徒、保護者等からの聴取内容を踏まえ事実を時系列で整理・記録する。

(2) 県教育委員会との連携・報告

作成された記録に基づき、報告書を作成し、教頭は県教育委員会高校教育課に報告する。指示を受け、必要があれば連携して対応を図る。

(3) 対応方針の決定

事象を踏まえて、対応方針及び措置をいじめ防止対策委員会で決定する。事案に応じて対応チームを柔軟に編成する。

(4) 外部専門機関との連携

カウンセラー等の専門家、警察や児童相談所等の外部機関と連携（相談、通報等）を行う。特に、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所管警察署と相談して対処する。

(5) いじめられた生徒への対応

いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して寄り添って対応する。聞き取り、情報の整理を行ったあと迅速に保護者に事実関係を説明する。被害生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校教育を受けられる体制・環境を確保する。また、必要に応じてカウンセラー等の協力を得てケアを行う。

(6) いじめた生徒の指導

いじめたとされる生徒から事実関係の調査を行い、いじめが確認された場合、学校は、いじめ防止対策委員会のもと、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。教育上必要と認めるときは、いじめ防止対策委員会の判断のもと、生徒指導部を中心とする指導とし、いじめ防止対策推進法25条及び学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることができる。保護者には適切に助言を行い、当該生徒の人格の成長、社会性の向上を主眼に置き、連携して指導を行う。ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。いじめが犯罪行為に当たると認められた場合は、速やかに警察に相談・連携のもと対応する。なお、対応や判断に迷う場合には、県教育委員会高校教育課に相談する。

(7) 関係する学級・学年・部活動への指導・支援

いじめが起きた集団やいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような指導を行

う。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。年間計画に位置付けられた取組の利用あるいは臨時の HR 活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(8) いじめの解消

少なくとも次の2点を満たす場合、いじめが「解消している」状態とする。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

また、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(9) 再発防止

被害生徒への対応・加害生徒の指導後、その状況を継続して見守る。再発防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を生徒間、教職員間で築く。

(例) 道徳教育、自主的活動の場の設定、保護者や地域への啓発、配慮を要する生徒への支援、教職員の資質向上、学校評価による取組の改善等。

第6章 重大事態への対処

重大事態と判断される場合は、県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会における検討を踏まえ、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

また、重篤な内容であることに留意しつつ、「県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル【改訂版】」（令和7年3月）、静岡県教育委員会）を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態の定義

重大事態とはいじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のように定義する。

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態への対応

(1) 教育委員会への報告

速やかに県教育委員会高校教育課に報告し、指導や支援を依頼する。

(2) 調査組織の設置

教育委員会の判断により本校が事案の調査を行う主体となる場合は、いじめ防止対策委員会に第三者として専門家を加え、調査組織とする。県教育委員会が調査主体の場合、県教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）を踏まえ、県教育委員会の指導・支援により、客観的な事実関係を明確にするための基礎調査を行う。調査は網羅的、明確に行う（臨時アンケートや聞き取り調査など）。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査結果について、学校は県教育委員会に報告する。

(5) 報道対応

報道対応は、個人情報保護に配慮し、県教育委員会の協力のもと、正確で一貫した情報提供を行う。

(6) その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる可能性がある。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった生徒だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう生徒や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備する。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意する。

第7章 点検・見直し

「いじめの防止等のための基本的な方針」については、年度末のいじめ防止対策委員会定例会において点検・見直しを行い、次年度の体制につなげる。